

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



確定申告書の提出期限が近づいてきました。提出期間は平成23年2月16日(水)から平成23年3月15日(火)までです。一例ですが、事業を営んでいる方、給与以外の収入がある方などは確定申告をする必要があります。また納付期限は平成23年3月15日、振替納税をご利用の方は平成23年4月22日(金)となります。ご確認ください。確定申告書の作成を事務所に依頼していらっしゃる方は至急資料をいただければと思います。不明点のある方は是非担当者までお問い合わせください。春を迎える準備の一環として確定申告はなるべく早めに済ませましょう！

健康保険料の料率が変わります

協会けんぽの健康保険料の料率が来月3月から変わります。現在大阪府の保険料率は9.38%(兵庫9.34%)ですが、これが9.56%(兵庫9.52%)になります。これは去年8.22%から大幅に上がったのに引き続き、2年連続での引き上げです。引き上げられる理由として、高齢化社会に伴う協会けんぽの厳しい財政状況があり、今後も引き上げられることが予測されます。また国保や健保組合も同様の問題を抱えています。

では、「どこまで上がるんだ?」という疑問が浮かびますが、現在の健康保険法(160条)では、協会が干渉する保険料率は3%から10%までの範囲内となっていますので、上限の10%は目前です。それ以上にするためには法改正=国会での議決が必要となり、大きな問題になることは間違いありません。また介護保険料も1.50%から1.51%とこちらはわずかではありますが増えます。

いずれにしても4月の末日に支払う保険料が増えることだけはもう決まっていますので、担当者の方は給与計算時に間違えないようにしてください。(衣川)



クレーム及びマイナス案件から顧客の心を掴む会社

自動車産業においてはリコールが発令されたときに会社として非常に大きな金銭的及び時間的な損失が発生しますが、一番大きな損失は言うまでもなく品質(会社)に対する信頼の低下です。しかし別の側面から見れば、こういった状況下での対応によっては会社として新しい顧客の心を掴むこともでき、他方で既存客の信頼を強めることもできる良い機会だと思います。いわば会社が顧客から「試される」瞬間です。私自身も自家用車がリコールの対象になった際に、近くの系列店へ車を持ち込みましたが、「お詫び」の言葉がなかったという経験があります。小さなことですが、会社としては大きな損失であるように思います。

以前に「おもてなしの精神」ということを顧問先の経営者の方から教えて頂いたことがあります。お客さまにいかに気持ちよく商品を購入して頂くかということです。会社を構成する人材がこのような気持ちを持って仕事に取り組んでいる会社は本当の意味で強い会社であるように感じます。(北川)



(税金クイズ)・・・所得税

- | | | | | |
|-----------|-----------|---------|---------|--------------|
| 1.生命保険料控除 | 2.地震保険料控除 | 3.寄付金控除 | 4.医療費控除 | 5.住宅借入金等特別控除 |
|-----------|-----------|---------|---------|--------------|

次の控除のうち、確定申告で税額から直接差し引いてもらえるものはどれでしょう。

答えは次回の事務所通信でお伝えします。(前回の答え; 2 社名入りカレンダー、5 役員への渡切交際費)